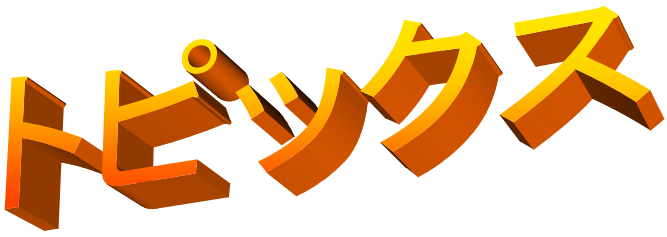

「薬物及び銃器取締強化期間」及び「知的財産侵害物品取締強化期間」について（大阪税関からのお願い）

我が国においては、依然として覚醒剤等の乱用薬物が蔓延した状況にあり、大阪税関においては、警察、海上保安庁等の関係機関と連携を強化しつつ、積極的に水際取締りを実施されているところであります。

また、知的財産侵害物品の国内市場への流入についても、経済秩序の混乱、販売収益の犯罪組織への流入、消費者の健康・安全等への悪影響などの弊害が指摘されており、水際取締りを強化しているところであります。

こうした中、大阪税関においては、国民の安全・安心を確保するため、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、拳銃等の銃器及び知的財産侵害物品の密輸阻止を最重要課題の一つとして位置付け、**本年１０月１日（水）から１０月３１日（金）**までの期間を「薬物及び銃器取締強化期間」及び「知的財産侵害物品取締強化期間」として、水際取締りを更に強化することとなりましたので、格段の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、不正薬物、拳銃等の密輸に関する不審な情報がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、次のフリーダイヤルへ御一報いただきますようお願いいたします。

最寄りの税関又は密輸ダイヤル（２４時間受付：携帯からでも無料）

フリーダイヤル　０１２０－４６１－９６１
（シロイ　クロイ）